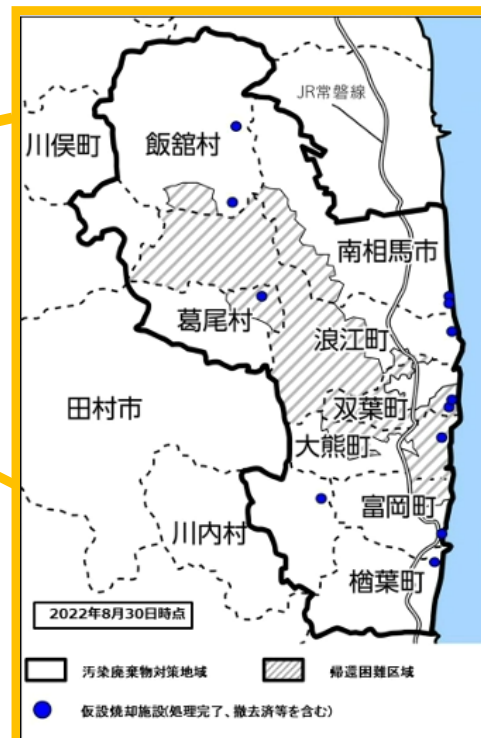
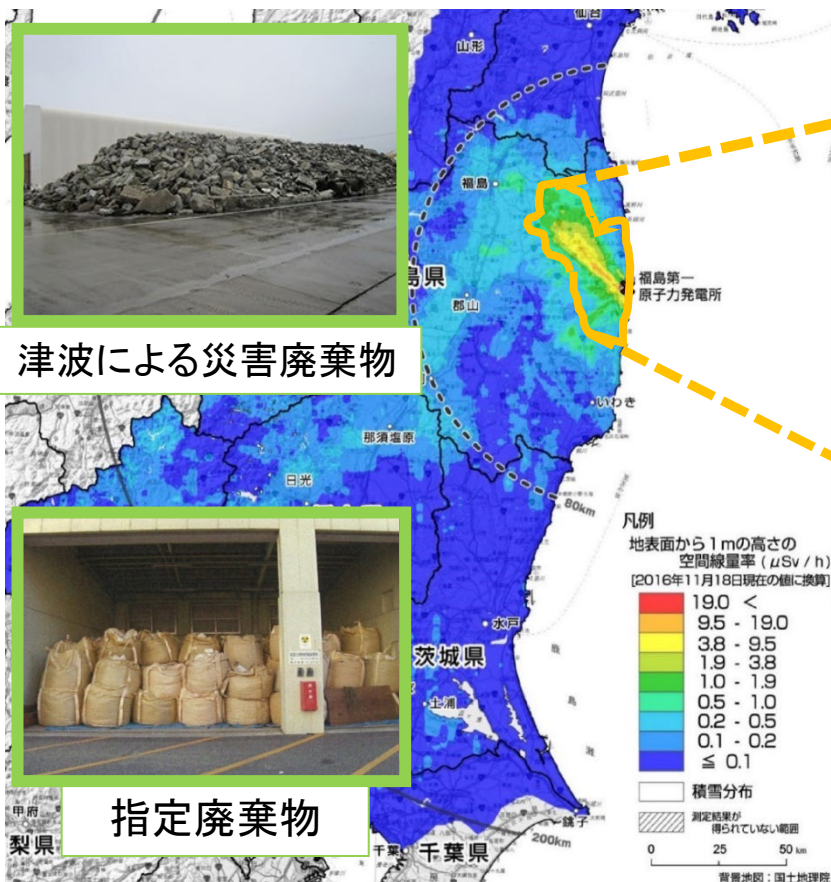


環境再生担当参事官室

1. 東日本大震災からの復興・創生

環境再生事業の概要と役割分担

- 避難指示が発令された区域は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染特別地域、汚染廃棄物対策地域（通称：対策地域）として国が除染・廃棄物処理を担当。
- その他の地域については、
 - ・除染については、国が汚染状況重点調査地域を指定し、市町村等が除染を実施。
 - ・廃棄物処理については、区域にかかわらず、8,000Bq/kg超の廃棄物は指定廃棄物として国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理責任を負う。



➤ 国直轄エリア
(除染特別地域、対策地域)



除染



被災家屋等の解体

避難指示の解除に向けた取組

- 2018年3月までに、帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染完了。

帰還困難区域

【2011年当時、放射線量が年間50ミリシーベルト超・原則立入禁止】

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」方針。

○特定復興再生拠点区域(橙色部分)【2017～2018年度区域認定】

- ・帰還困難区域のうち、**5年を目途に避難指示を解除し、住民の帰還を目指す区域**。
- ・2017年12月より除染を実施し、2023年11月末で6町村全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除。

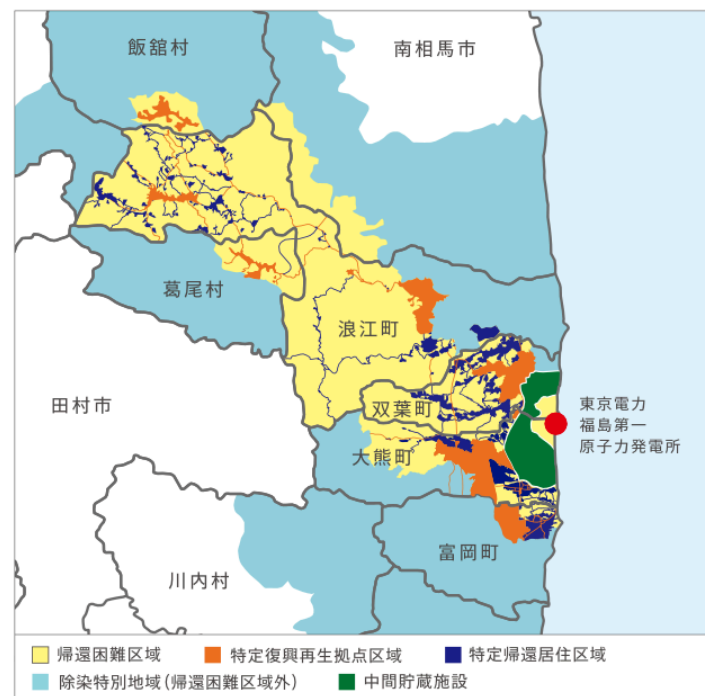
○特定復興再生拠点区域外

- ・**2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還**できるよう、福島復興再生特別措置法の改正法が成立（令和5年6月9日公布・施行）。

【特定帰還居住区域】（青色部分）

- ・市町村長が、**拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設。**

→**2023年9月に設定された大熊町・双葉町の区域は、同年12月に除染や家屋等の解体に着手。また、2024年1月に設定された浪江町の区域は同年6月に、同年2月に設定された富岡町の区域は同年9月に着手。2025年3月に設定された南相馬市は2026年4月に着手。同年7月に設定された葛尾村は着手に向け準備中。**



福島県内における土壌などの処理フロー

除染

国直轄除染及び市町村除染で発生した

- ・土壌
- ・廃棄物（刈り取った草木、雨樋の堆積物等）

土壌

廃棄物

可能な限り減容化

10万Bq/kg超

10万Bq/kg以下

中間貯蔵施設
[大熊町、双葉町]

可能な限り減容・再生利用を行った上で、
中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分

廃棄物処理

国が処理責任を負っている特定廃棄物

- ・対策地域内廃棄物
（避難指示区域の解体家屋、津波がれき等）
- ・指定廃棄物（8,000Bq/kg超の廃棄物）

可能な限り減容化

既存の管理型処分場

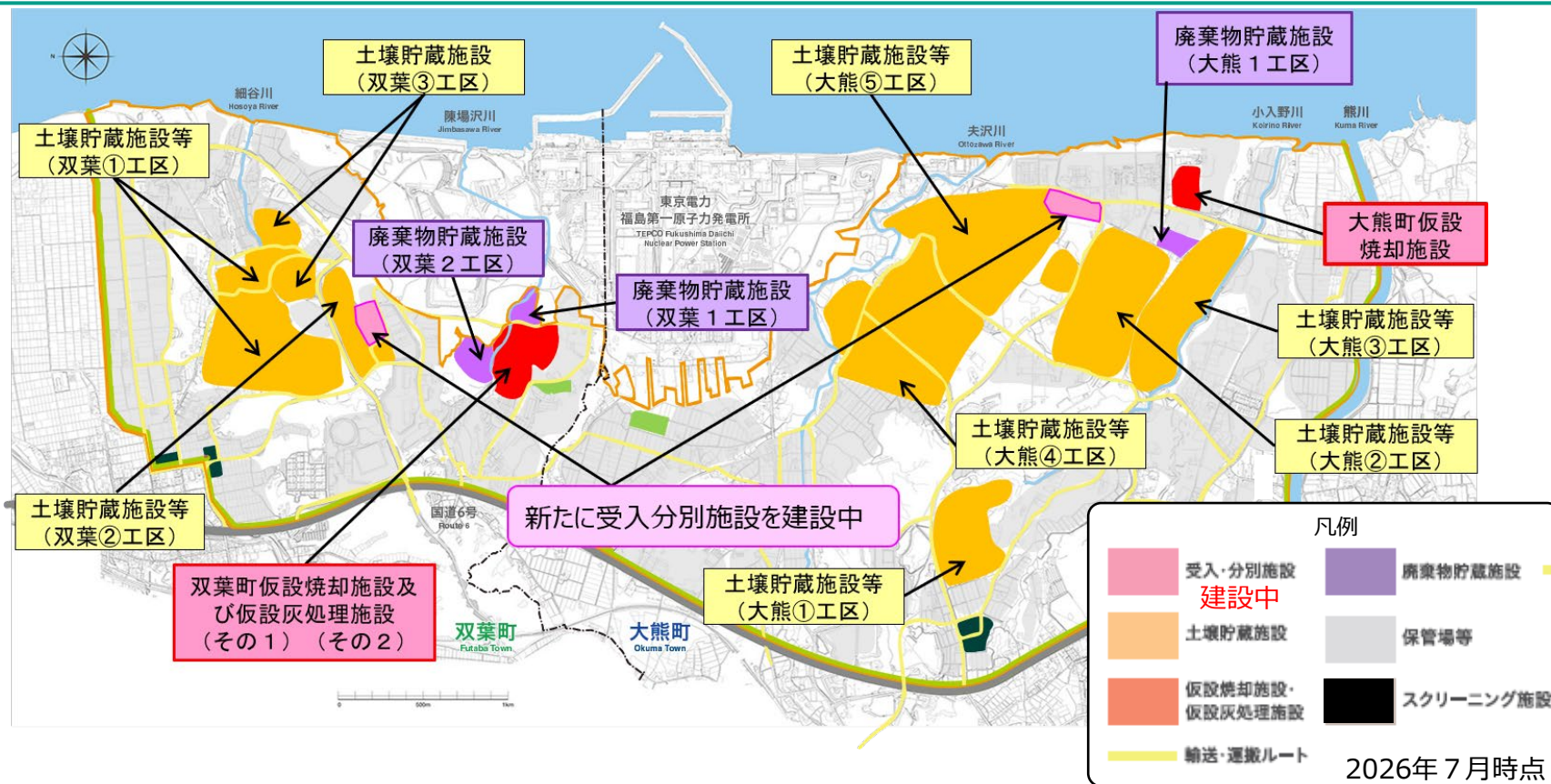
- ・クリーンセンターふたば [大熊町]（帰還困難区域内）
- ・特定廃棄物埋立処分施設
（旧フクシマエコテッククリーンセンター）
[富岡町※1]（帰還困難区域外）（※2）

※1 搬入路は隣接する楢葉町側にある。

※2 特定廃棄物埋立処分施設への特定廃棄物の搬入は2023年10月末に完了。

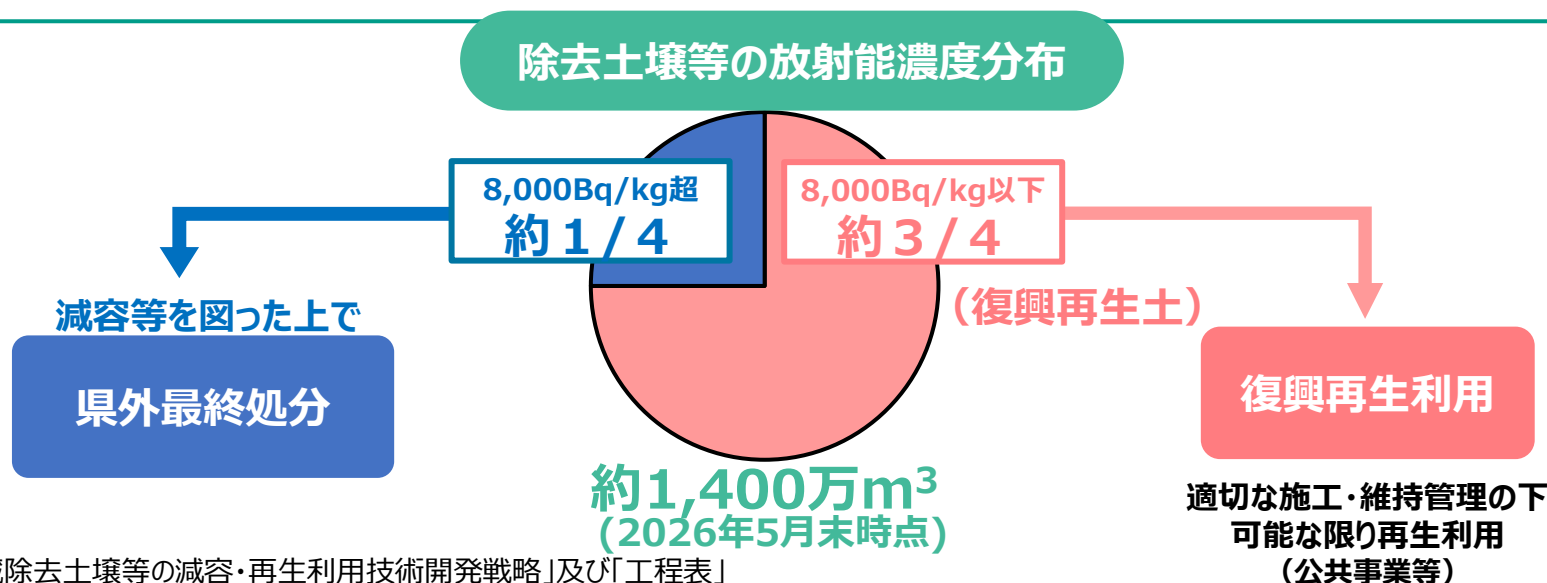
中間貯蔵施設の概要

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、適切に管理するための施設。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。大変重い決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 輸送は2014年度末より開始し、福島県内の除去土壌等（帰還困難区域を含む。）について、**2026年6月末時点で、累積約1,400万m³を中間貯蔵施設へ搬入。**



県外最終処分に向けた取組状況

- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。**
- 県外最終処分の実現に向けては、**復興再生土の利用（復興再生利用）等による最終処分量の低減が鍵。**2016年に策定した方針※¹に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国的な理解醸成等を着実に進めてきた。
- これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、2025年3月に**復興再生利用・埋立処分の基準を策定**した。また、**最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢を提示し、2025年度以降の取組の進め方**※²についてとりまとめた。
- 除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、2024年12月に「**福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議**」が設置された。



※1「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」
※2「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」

福島県内における再生利用実証事業の概要

- 2018年4月に計画認定された飯舘村の「特定復興再生拠点区域」において、除染による発生土（除去土壌）を再生資材化して盛土材として使用し、その上に覆土をして、**農地造成**の実証事業を実施。
- 2021年4月から約22haの大規模な農地造成に着手し、水田試験等を実施。
- さらに、2022年10月から中間貯蔵施設内において**道路盛土**の実証事業を実施。
- これまで**実証事業を通じて放射線に関する安全性等を確認**。
- 実証事業等で得られた知見や国内外の有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に復興再生利用に係る基準等を策定。

◇飯舘村長泥地区での環境再生事業



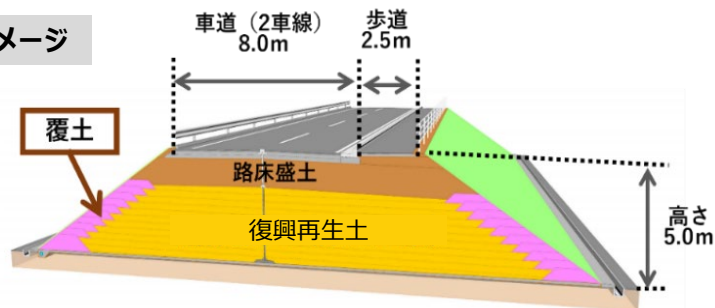
造成後のイメージ



◇中間貯蔵施設内（大熊町）での道路盛土実証事業



構造イメージ



- 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、**閣僚会議**（福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議）を**2024年12月に設置**。
- **第2回を2025年5月に開催**し、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する**基本方針**」を策定。
- **第3回を2025年8月に開催**し、当面5年程度で取り組む事項をとりまとめた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関する**ロードマップ**」を決定。
- 県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、**本閣僚会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認する**。

＜閣僚会議の構成＞

議長：官房長官

副議長：環境大臣

復興大臣

構成員：内閣総理大臣を除く他のすべての国務大臣

＜第3回会議の様子＞



提供：内閣広報室

(2025年夏)

(2030年頃)

総理大臣官邸での利用（実施済） ・ 霞が関の中央官庁の花壇等への利用（2025年9月から順次）

パナソニックによる発信・理解醸成

霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での率先した事例の創出
(分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎等)

知見の活用

関係者とのコミュニケーション
計画 施工 モニタリング

25

活知

実用途における先行事例の創出

復興再生利用の推進

目指す姿
景外最終処分の実現に向けて、実用途に
おける復興再生利用の用途を立てる

知見の活用

ガイドラインの内容拡充・見直し

県外最終処分管理終了の検討

県外最終処分・運搬のために必要な施設等の検討

中間貯蔵施設内での取り出し・

最新技術や知見に関する情報の継続収集

減容技術等の効率化・低コスト化

各県外最終処分場に関する全体処理システムとしての安全かつ効率的な運用の検討

課外最終処分の安定性の技術的検討

新たな有識者会議の設置（環境省）

県外最終処分に向けた検討

候補地選定のプロセスの具体化

② 異域共生のあり方の検討

候補地の選定・調査

復興再生利用に
用いる除去土壌
の呼称の決定

復興再生利用の必要性・安全性等についての全国的な理解醸成、機運の醸成

ウェブページ・SNS等を通じた発信

本省、地方支分局、所管法人等での発信

イベントにおける発信

所管業界への発信

安心感・納得感の醸成、社会受容性を拡大・深化させるための取組（見学会等）

東京電力福島第一原子力発電所と連携した見学

飯舘村長泥地区環境再生事業の見学会

中央官庁の花壇等への利用事例の活用

霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での事例の活用

県外最終処分の実現に向けた理解醸成の取組

進歩の確認 WEBアンケート調査、理解醸成等の取組に係る参加者のアンケートの調査等

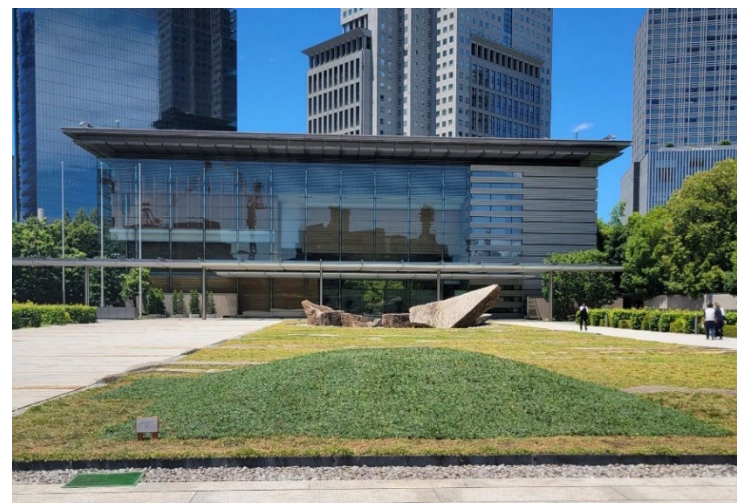
- 大阪・関西万博での展示
- パネリアイスカッパによる発信、埋蔵遺産(整理)大臣官邸・中央官庁での復興資本利用を念う)
- 中央官庁でのホスエターの増大
- 中間貯蔵事業情報センター・などがどうひこうばで
の情報発信

目指す姿
景外量最終分の美現に向けて、復興再生利用の先行事例を
創出し、その拡大が見通せるよう、安心感・納得感を醸成する

※復興再生利用の推進、県外最終処分に向けた検討、理解醸成・リスクコミュニケーションの進捗状況については、IAEAのフォローアップを受けるとともに、国内外に対して透明性高く情報発信を行う
※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討していく

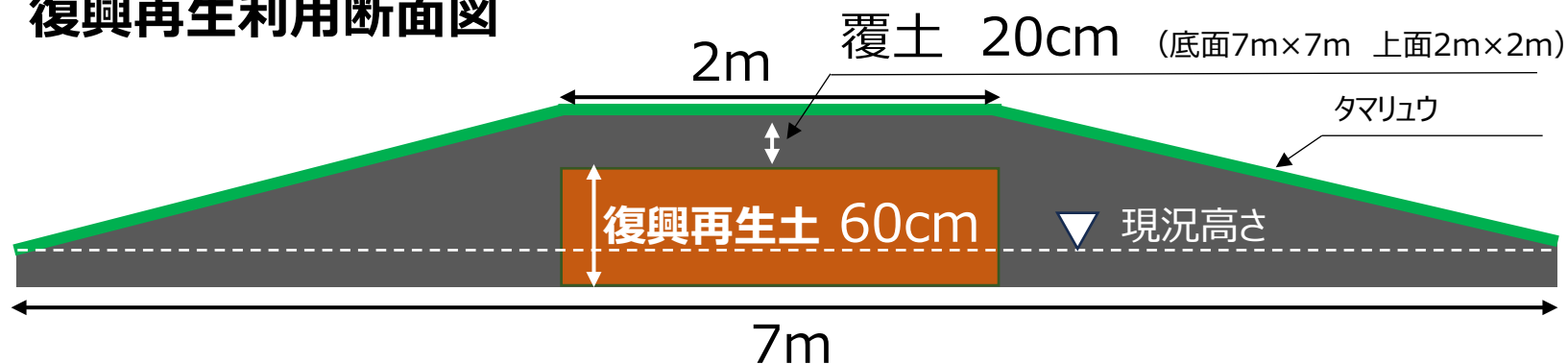
総理大臣官邸での復興再生利用

施工後の様子



- 施工日：2025/7/19、20
- 施工面積：7m×7m
- 復興再生土：2m×2m×60cm 約2m³
- 復興再生土の飛散流出防止措置：覆土20cm
- 復興再生利用の実施個所であることを表示

復興再生利用断面図



霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用概要

中央合同庁舎第3号館
正門駐車場花壇
(国土交通省
海上保安庁)



中央合同庁舎第6号館
北側駐車場の花壇
(法務省他)



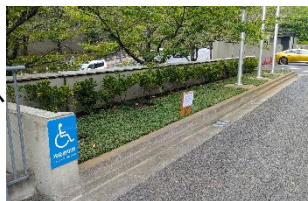
外務省 南庁舎入口の盛土



中央合同庁舎第2号館
中庭花壇
(総務省、
警察庁、
消防庁他)



中央合同庁舎第8号館
正面玄関
駐車場花壇
(内閣官房、
内閣府)



中央合同庁舎第1号館
正面玄関前花壇
(農林水産省、
林野庁、水産庁)



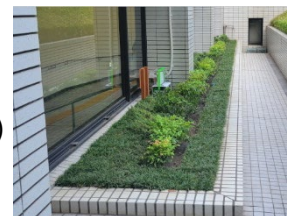
中央合同庁舎第4号館
駐車場前
花壇
(復興庁、
財務省、
内閣府他)



経済産業省総合庁舎
中庭駐車場
前花壇

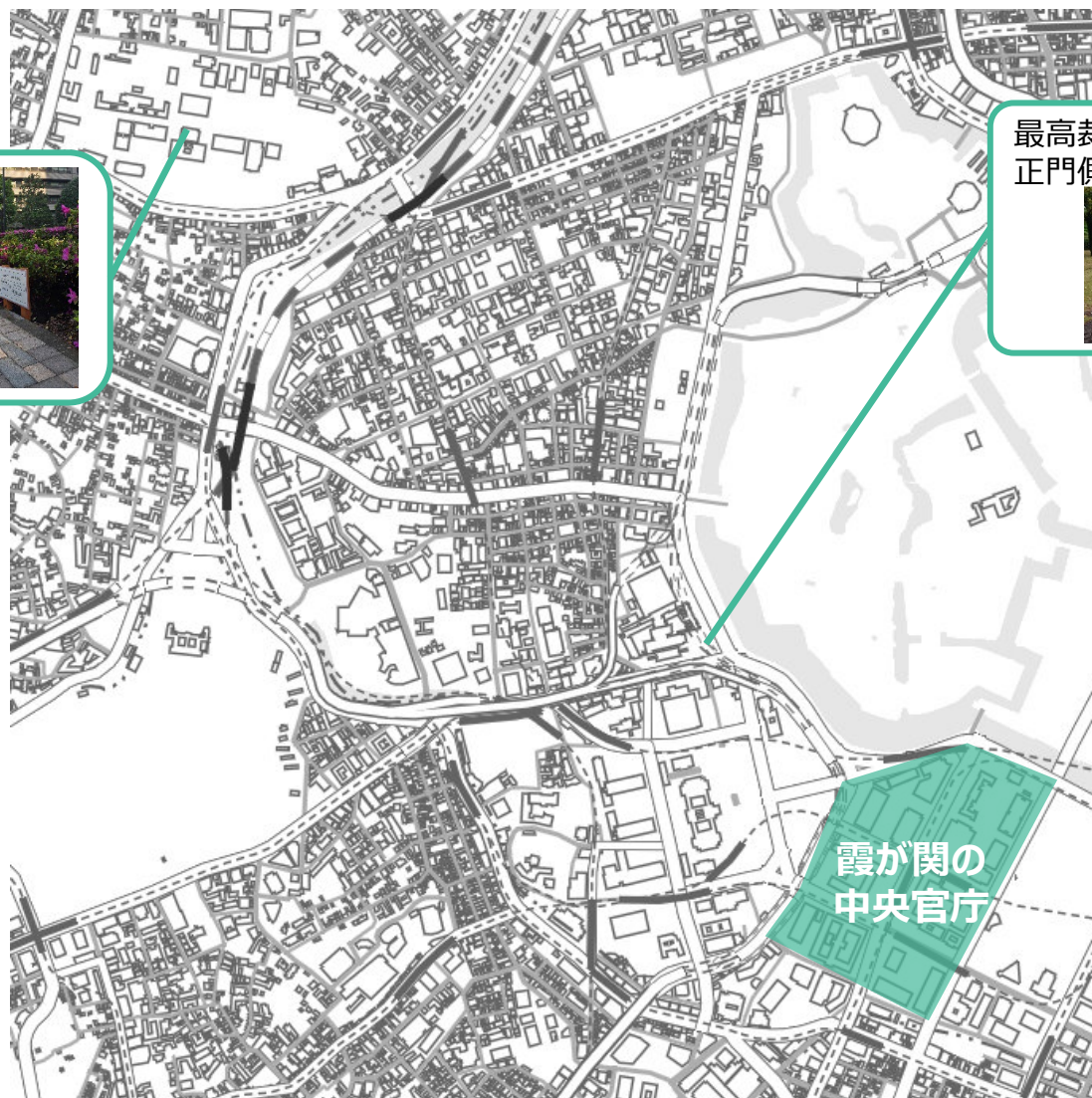


中央合同庁舎第5号館
サンク
ガーデン
(環境省、
厚生労働省)

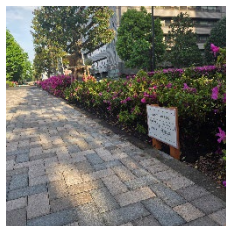


※「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」で示した霞が関の中央官庁の花壇等での利用場所での工事が完了しました。(令和7年10月)

霞が関周辺の庁舎の花壇等への復興再生利用概要



防衛省
市ヶ谷地区
厚生棟前
植樹帯



最高裁判所
正門側緑地帯

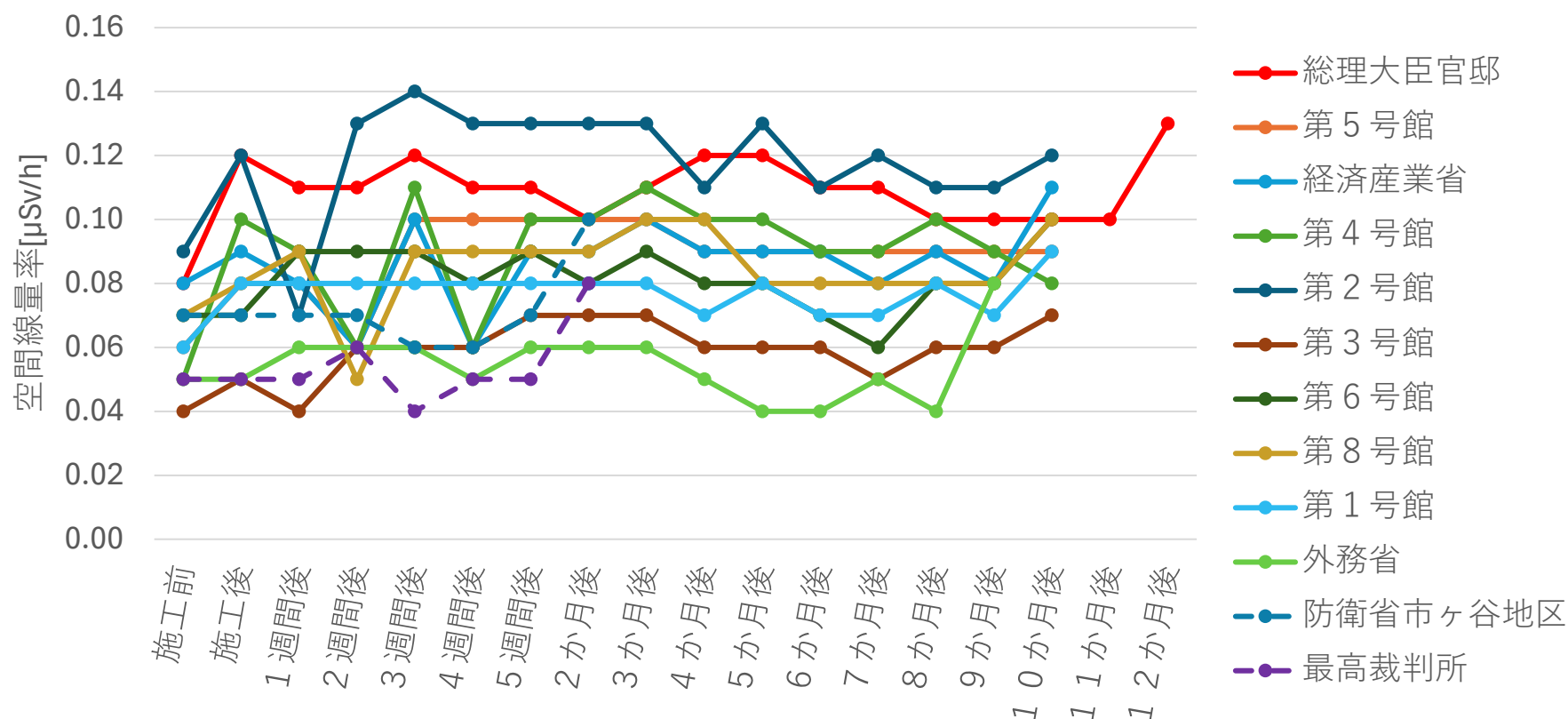


霞が関の
中央官庁

※令和8年4月に実施

空間線量率の測定状況

- 空間線量率の測定（モニタリング）は、工事後1か月間は週1回、その後1年間は月1回測定。
- 施工地点における維持管理時の測定結果は、同一地点の施工前の結果に対し、天候等による変動もあり、 $-0.02 \sim +0.06 \mu\text{Sv/h}$ 変化。
- 施工地点におけるこれまでの維持管理時の測定結果を平均すると、同一地点の施工前の結果に対し、 $0 \sim +0.04 \mu\text{Sv/h}$ であり、人体への影響を無視できるレベルである。



(参考) 復興再生利用の安全性について

《被ばく線量の比較》

mSv=ミリシーベルト
 μ Sv=マイクロシーベルト

自然放射線

がん死亡のリスクが線量と共に徐々に増える事が明らかになっている

100mSv
(100000 μ Sv)

10mSv
(10000 μ Sv)

1人当たりの自然放射線
日本平均 年間約2.1mSv
(2100 μ Sv)

1mSv
(1000 μ Sv)

放射線の国際的な安全に関する目標
追加被ばく線量 1 mSv/年 (0.23 μ Sv/時間に相当)

東京～ニューヨーク(往復)
高度による宇宙線の影響
0.2mSv程度(200 μ Sv)

0.1 mSv
(100 μ Sv)

胸のx線集団検診1回
0.05mSv程度
(50 μ Sv)

0.01mSv
(10 μ Sv)

人工放射線



CT検査1回
5～30mSv程度
(5,000～30,000 μ Sv)



○復興再生土は、放射能濃度が 基準値以下のものです。

○この基準は、最も影響を受ける作業者であっても国際的な安全基準である年間1ミリシーベルトを下回るようにするものです。

○加えて、飛散・流出防止のための覆土により、90%以上の放射線が遮へいされ、周辺住民・利用者への追加被ばく線量はさらに小さくなります。

○放射線は身の回りに存在し、日本では日常生活の中でも年間2.1ミリシーベルト浴びているとされています。

全国での理解醸成活動等の実施（国内の理解醸成）

- 除去土壌等の県外最終処分・復興再生利用の実施に当たっては、全国民的な理解醸成が必要不可欠。若い世代向けの理解醸成（大学等での講義、現地WS等）、現地見学会、メディアとのタイアップによる情報発信、除去土壌を用いた鉢植え・プランターの設置を始めとした各種取組を展開中。
- 今年度は、最終処分・復興再生利用の安全性・必要性等について、特に、若い世代・自治体・メディア等への情報発信を更に進める等により、理解醸成の取組を強化。

若い世代向けの取組

大学等での講義



イベント出展

万博でのブース出展



現場見学

中間貯蔵施設や飯館村長泥地区の実証事業事業エリアを対象とした
現地見学会を開催

中間貯蔵施設 現地視察



一般見学会

再生利用実証事業 現地視察



一般見学会

メディアとのタイアップ等による情報発信

YouTubeメディアタイアップ



YouTubeや公共交通機関へのCM発出



地方テレビ局と連携した情報発信



除去土壌を用いた鉢植え等の設置

総理大臣官邸



環境大臣室



2026年5月末時点で
26施設に設置済み

万博での展示



パネルディスカッション

○福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた理解醸成活動の一環として、除去土壌等の県外最終処分・復興再生利用についてともに考え、**理解を深めるためのパネルディスカッションを計7回実施。**

(福島開催：R7/8/18 東京開催：R7/9/5、6 宮城開催：R8/3/15 埼玉開催：R8/3/18
秋田開催：R8/7/16 愛知開催：R8/7/23)

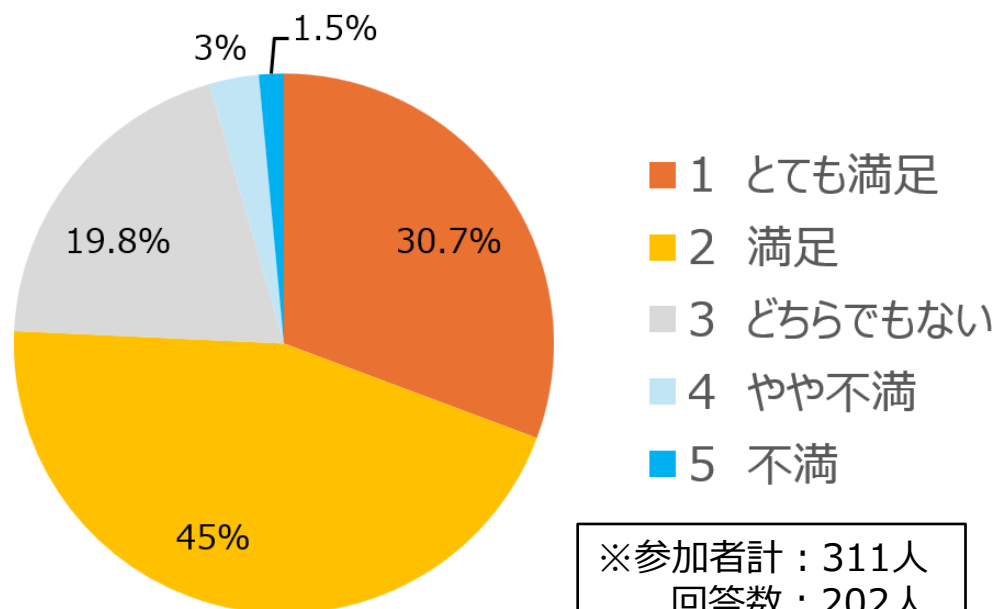
○**参加者から申込フォームや付箋で募集した疑問や意見を中心に**、パネリスト間の議論のテーマを設定。

<参加者の満足度アンケート（全7回合計）>

<R8/7/16（秋田開催）の様子>



○パネリスト：学識経験者、秋田県出身のタレント、福島の方、環境省



現地見学会のご案内について

- 理解醸成に向け、**現地見学会の実施**を一層強化していく方針です。
- **中間貯蔵施設と福島第一原子力発電所（1F）双方を御視察**いただける見学校も複数用意しており、**行程も個別に御相談を承ります**。下記連絡先までお気軽に御連絡ください。

飯舘村長泥地区環境再生事業や特定廃棄物埋立処分施設などの現地見学会もごさいます。
<https://kankyosaisei.env.go.jp/next/tours/>に順次日程を追加しますので、御参照ください。

【中間貯蔵施設区域内の神社の碑】



東日本大震災復興祈念碑
平成二十三年（二〇一一年）三月十一日、
当地は、東日本大震災により、震度六強の
大地震と高さ二〇メートルを越す大津波に襲われ、
双葉町の広範囲に被害が及び、当社の鳥居も
倒壊した。続いて、原発事故と放射能汚染の惨禍
に見舞われ、避難により故郷に足を踏み入れること
すら叶わず、恵み多き大地は荒野と化した。
氏子一同、長きに亘りこの地を離れることを
強いられるが、先人がこの地への一歩を記し、
心の拠り所として崇め守り続けた鎮守神を
末代まで受け継ぎ、再び、人々の営みが蘇ることを
願い、この鳥居を建立する。
平成二十八年（二〇一六年）四月吉日
郡山正八幡神社 氏子一同

【総理の視察】



画像出典）首相官邸Webページ

お気軽に御連絡下さい。
連絡先：rikaijosei@env.go.jp

5 県における指定廃棄物処理に向けた取組経緯

<長期管理施設の設置>

- 5 県（宮城・栃木・千葉・茨城・群馬）において、**国が各県内での「長期管理施設」の新設を検討。**
 → うち 3 県（宮城・栃木・千葉）では、平成26～27年に候補地を提案したが、そのための**詳細調査を実施できていない。**
 また、2 県（茨城・群馬）では、長期管理施設は設置せず、現地保管継続・段階的処理の方針に転換。

<各県ごとの課題を段階的に解決するための取組>

- 長期管理施設の設置は進んでいないが、**放射性物質を生活圏から段階的に遠ざけるための取組**を実施。
 - ・ 宮城県： 指定廃棄物の約10倍の保管量の8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理
 - ・ 栃木県： 各農家の敷地に保管いただいている農業系指定廃棄物の市町ごとの暫定集約
- 8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物を一時保管者等と協議の上で指定解除できる仕組みを平成28年に導入。

※県名下部：令和八年三月末時点の指定廃棄物保管量

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 ~ (H30)
宮城県 (2,274.5t)	長期管理施設の選定 プロセスについて議論	長期管理施設の詳細調査候補地を公表 くろはらし たいわちよう かみまち 宮城県：栗原市、大和町、加美町 しおやまち 栃木県：塩谷町 千葉県：千葉市		まずは8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物から処理することとし、2018年3月から処理を開始		
栃木県 (7,190.3t)						
千葉県 (3,569.0t)				農家の保管する指定廃棄物の市町単位での集約を検討・実施		
茨城県 (3,308.8t)						
群馬県 (885.0t)				長期管理施設は設置せず、現地保管継続・段階的処理の方針を決定		
				一時保管場所での保管強化対策の実施		